住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置について

令和9年3月31日までに

耐震改修が行われた住宅

→

改修した家屋の税額を1/2減額

（1戸当たり120㎡分まで）

※平成29年4月1日以降に耐震改修工事を行ったことにより，
長期優良住宅に該当することとなった場合は2/3減額
（改修後の住宅の床面積が40㎡以上～240㎡以下であること）

【要件】
・昭和57年1月1日以前から存在する住宅であること（建築基準法の現行の耐震基準を満たしていなかった住宅）
・令和9年3月31日までに耐震改修工事が行われたこと
・工事費が50万円以上のもの

【減額期間】
・工事の翌年度から1年間
（耐震改修促進法に規定する要安全確認沿道建築物に該当する住宅においては、工事の翌年度から2年間）

※手続きの流れ

工事完了 → 3か月以内に市へ申告
■提出書類
・耐震基準適合住宅に係る申告書
・耐震基準適合証明書（※）
・領収書の写し
(長期優良住宅の場合は認定通知書の写し) → 審査
・書類審査
・現地調査（必要に応じて） → 減額期間の家屋の固定資産税額を1/2減額
（床面積120㎡分まで）

※耐震基準適合証明書は、耐震改修工事を実施した**建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関・住宅瑕疵担保責任保険法人**が発行します。
なお、逗子市まちづくり景観課へ所得税控除のための「住宅耐震改修証明申請」をされた方は、耐震基準適合証明書の添付は必要ありません。

問合先：逗子市総務部課税課資産税係　電話046-873-1111（代表）